

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
3月24日
(金曜日)

目次

- 規則
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(こども政策課)……………一
- 告示
幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(こども政策課)……………二
- 告示
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………二
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)……………二
救急病院の認定(医療政策課)……………三
道路の区域の変更(道路整備課)……………三
道路の供用の開始(道路整備課)……………三
長門都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………三
山陽小野田都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………三
田布施都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………四
平生都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………四
土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課)……………四
土砂災害警戒区域の指定(砂防課)……………四
土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課)……………五
土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)……………五
指定納付受託者の指定(会計課)……………五
- 公告
県営小田地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課)……………六
県営郡・川東地区農業競争力強化農地整備事業計画書の縦覧(農村整備課)……………六
特定開発行為に関する対策工事等の完了(砂防課)……………六
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………六
- 公安委告示

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正……………七



児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十六号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第三条の二 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。)

は、児童の当該児童福祉施設外での活動及び取組のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にプザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第六条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。)は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 保育所及び児童発達支援センターは、改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第三条の二第二項の自動車等を日常的に運行する場合であつて、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えることにつき困難な事情があるときは、この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間は、当該自動車にブザー等を備えて同条第一項に定める児童の所在の確認を行うことを要しない。ただし、当該保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十七号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十七年山口県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「前二項」を「第九項から前項まで」に、「又は知事」を「知事」に、「者」を「者又は看護師等」に、「並びに知事」を「知事」に、「者の」を「者並びに看護師等の」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第十項の次に次の二項を加える。

11 副園長等については、自分の間、一人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもってこれに代えることができる。ただし、満一歳に満たない園児の数が四人に満たない幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって副園長等による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

12 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。



山口県告示第九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

医療機関	所在地	指定年月日
医療法人聖比留会西岐波セントヒル訪問看護ステーション	宇部市今村北三丁目七番一八号	令和五、三、一

山口県告示第一百十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があつた。

令和五年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護支援事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 名称 所在地	廃止年月日
サンキ・ウエル 株式会社 広島市西区商工センター六丁目 一番一〇号	サンキ・ウエル バイ介護セン ター山口 三丁目一二番一 五号	令和五、 三、三一

山口県告示第百一十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和五年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限
 社会医療法人松涛会安 下関市横野町三丁目二六番三五号 令和八、四、三〇
 岡病院

山口県告示第百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年三月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
 路線名 串戸田線
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
周南市大字馬神字西河内四〇八の一 地先から 同市大字湯野字奥迫九四〇の一 地先 まで	旧	最狭 一・三・五 最広 二・三・五	二、七六四・〇	
周南市大字馬神字西河内四〇八の一 地先から 同市大字湯野字奥迫九四〇の一 地先 まで	新	最狭 一・七・五 最広 二・三・五	二、七六四・〇	
周南市大字馬神字西河内四〇八の一 地先から 同市大字湯野字奥迫九四〇の一 地先 まで	新	最狭 一・七・二 最広 七・七・〇	一、〇八四・二	道路改良工事の完了による。
周南市大字馬神字西河内四〇八の一 地先から 同市大字湯野字奥迫九四〇の一 地先 まで	新	最狭 一・七・一 最広 一・七・五	五・六九・七	ダブルウェイ 周南市道車木田 戸線の道路の区 域

周南市大字湯野字京羅堂一一二二四 の地先から 同市大字湯野字奥迫九四〇の一 地先 まで	最狭 八・三二	四〇六・四	周南市道沼田ヶ 域の道路の区
---	------------	-------	-------------------

山口県告示第百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 串戸田線	周南市大字馬神字草木藪下三八七地先から 同市大字湯野字京羅堂一一二二四の一 地先まで	令和五年三月二十四日

山口県告示第百十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、長門都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称 長門市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 長門都市計画下水道事業長門市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和二十八年八月二十五日から令和十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 長門市仙崎、東深川、西深川、深川湯本及び俵山

山口県告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、山陽小野田都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称
山陽小野田市

二 都市計画事業の種類及び名称
山陽小野田都市計画下水道事業山陽小野田市公共下水道

三 事業施行期間
昭和四十六年十一月十九日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地

山陽小野田市北竜王町、南竜王町、港町、須恵一丁目、須恵二丁目、須恵三丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、セメント町、平成町、住吉本町一丁目、住吉本町二丁目、千代町一丁目、千代町二丁目、稲荷町、中川一丁目、中川二丁目、中川三丁目、中川四丁目、中川五丁目、中川六丁目、高栄一丁目、高栄二丁目、高栄三丁目、新生一丁目、新生二丁目、新生三丁目、日の出一丁目、日の出二丁目、日の出三丁目、日の出四丁目、旭町一丁目、新沖一丁目、新沖三丁目、叶松一丁目、叶松二丁目、赤崎一丁目、赤崎二丁目、赤崎三丁目、赤崎四丁目、波瀬一丁目、大学通一丁目、大学通二丁目、高千帆一丁目、高千帆二丁目、石井手一丁目、柿の木坂一丁目、柿の木坂二丁目、柿の木坂三丁目、掃山一丁目、掃山二丁目、掃山三丁目、共和台、厚狭一丁目、桜一丁目、桜二丁目、自由ヶ丘、上の郷、大字小野田、大字東高泊、大字丸河内、大字西高泊、大字千崎、大字有帆、大字郡、大字鴨庄、大字厚狭、大字山川、大字津布田及び大字殖生

山口県告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、田布施都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

田布施町

二 都市計画事業の種類及び名称

田布施都市計画下水道事業田布施町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成四年二月二十一日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

熊毛郡田布施町麻郷団地、大字麻郷奥、大字麻郷、大字波野、大字下田布施、大字大波野及び大字宿井

山口県告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、平生都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称
平生町

二 都市計画事業の種類及び名称
平生都市計画下水道事業平生町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成四年二月二十一日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

熊毛郡平生町大字平生村、大字平生町、大字曾根、大字大野南、大字大野北、大字縦ヶ浜及び大字宇佐木

山口県告示第百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（令和二年山口県告示第四百五十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称
藤光町(一)(5)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和五年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称
藤光町(一)(5)

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(令和二年山口県告示第四百五十四号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称
藤光町(一)(5)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和五年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称
藤光町(一)(5)

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和五年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地
株式会社やまぎんカード 下関市細江町二丁目二番一号
- 二 指定納付受託者に納付させる歳入

県民税（法人の県民税に限る。）、事業税、不動産所得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税（環境性能割を除く。）、鉾区税、産業廃棄物税、特別法人事業税、地方法人事業税及びこれらに係る延滞金、負担金並びに使用料、手数料及びこれらに係る延滞金並びに賃貸料、物品売払代金、貸付金の元利償還金及びこれらに係る遅延損害金のうち、インターネットを利用して納付されるもの

- 三 指定の期間
令和五年二月二十一日から令和七年三月三十一日までの間



(五一) 県営小田地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営小田地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和五年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類
県営小田地区農村地域防災減災事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和五年三月二十七日から同年四月十七日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(五二) 県営郡・川東地区農業競争力強化農地整備事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営郡・川東地区農業競争力強化農地整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和五年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類
県営郡・川東地区農業競争力強化農地整備事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和五年三月二十七日から同年四月十七日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(五三) 特定開発行為に関する対策工事等の完了

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十八条第三項の規定により、特定開発行為に関する対策工事等の完了を次のとおり公告します。

令和五年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 工区に含まれる地域の名称
下松市桜町三丁目（三工区）
- 二 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区大淀中一丁目一番八八号
積水ハウス株式会社

(五四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和五年三月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 工区に含まれる地域の名称
下松市桜町三丁目（三工区）
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区大淀中一丁目一番八八号

積水ハウス株式会社



山口県公安委員会告示第七号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十四日

山口県公安委員会

表山口県周南警察署の部周南団地交番の項所管区の欄中「学園台」の下に「、久米中央一丁目、久米中央二丁目、久米中央三丁目、久米中央四丁目、久米中央五丁目」を加える。

令和五年三月二十四日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁